

新潟市告示第 8 0 8 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
県道	新潟燕線	新潟市西蒲区山口新田 11 番地先 から 新潟市西蒲区山口新田 11 番地先 まで	前	9.0 ~ 11.5	34.2
			後	9.3 ~ 12.5	34.2
県道	月潟西川線	新潟市西蒲区山口新田 11 番地先 から 新潟市西蒲区山口新田 11 番地先 まで	前	9.0 ~ 11.5	34.2
			後	9.3 ~ 12.5	34.2